

令和元年度（2019年度）第3回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会  
議事録

1 日 時 令和元年（2019年）6月4日（火） 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 大 平 義 隆（北海学園大学経営学部教授）  
副 部 会 長 田 村 愛 美（税理士スクエア会計事務所税理士）  
特 別 委 員 齋 藤 健 一 郎（小樽商科大学准教授）  
特 別 委 員 紺 野 裕 乃（（一社）北海道開発技術センター 首席研究員）  
特 別 委 員 山 岡 俊 勝（元 岩見沢市建設部長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山 出 均
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	齋 藤 尚 子
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	千 田 恵 美
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課課長	岩 崎 英 城
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	木 村 雅 暢

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ主幹	今 井 雄 二
経済部地域経済局中小企業課商業グループ主任	小 林 和 哉
経済部地域経済局中小企業課商業グループ主任	菅 野 貴 大

4 審議事項

「Aruku-zaka Street」（倶知安町）の法第5条第1項（新設）の届出について

5 議事要旨

(1) 「Aruku-zaka Street」の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要の説明後、令和元年5月10日に開催した第2回審議会における第1部会からの質疑照会に関する回答を行った。

ア 「ピーク時交通量予測」における「ピーク時」の考え方について

「ピーク時交通量予測」の「ピーク時」とはいつが正しいか。閑散期（届出者の交通量調査は昨年3月、町の調査は今年1月）の交通量を測っても意味がないのではないか。

(回答)

本庁中小企業課に確認したところ、駐車場の必要台数等の算出において、「年間の平均的な休祭日」とする理由は、冊子「大規模小売店舗立地法についての解説等（第4版）」P79の記載のとおり。」との回答を得た。

解説によると、「一年を通じたピーク時に対応することとなれば施設利用効率が著しく低下し、過剰投資を招くことになりかねず、特別な時期には別途運用において適切な対応（仮設駐車場の設置、周辺公共駐車場等への誘導、公共交通機関の利用の呼びかけなど）を図ることが適当である。」とある。従って、ここでは、年間の平均的な休祭日の1時間としている。

5月29日付け届出者からの回答（1）のとおり。国が実施している「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」は交通量が安定している秋期において行われているが、当該計画地はスキーリゾート地のため、降雪期の交通量が多いことが推測されたため、スキー場営業期間中である3月18日（日）に実施し580台・往復／時を観測した。国の調査では373台・往復／時であり、1年間を通して決して少ない交通量結果ではないことも確認できたとのこと。

また、駐車場の必要台数等の算出において、「年間の平均的な休祭日」とする理由は大店立地法指針の考え方に基づくものであることから、現状では異なる数値が出た。5月7日付けの届出者からの報告のとおり、町が測定した数値でも施設駐車場入り口での渋滞は発生しないとの報告があった。

イ 大型店設置に伴う自主的な周辺の自然環境を調査・考慮の有無について

届出者が大型店の設置に伴い、自主的に周辺の自然環境を調査・考慮したことがあれば提示願いたい。

（回答）

5月29日付け届出者からの回答（3）のとおり。周辺の自然環境を調査したことはないが、開発行為を計画するにあたり周辺の地形・地質、尻別2号川の調査を行い、適切な計画敷地の造成を図るとともに、周辺の景観等に配慮したデザインを取り入れるよう計画している。平成30年9月20日には、倶知安町より景観法第63条第2項の規定及び倶知安町の美しい風景を守り育てる条例第9条第1項の規定による認定証を受けているとのこと。

ウ 道の開発許可における手続きについて

道として、開発許可を出しているところであるが、一連の手続きの中で何らかの懸念があればその内容を提示願いたい。

（回答）

「後志総合振興局連絡調整会議」の構成員である小樽建設管理部建設行政室建設指導課に照会したところ、道において「開発許可」を出しており、その手続き中において懸念はなかったとのこと。

エ 倶知安町の開発及びまちづくり等施策に関する確認について

町としてリゾート開発と生活者やまちづくりなどのバランスについて、持続可能なまちづくりに配慮する政策等の有無について調査願いたい。

（回答）

倶知安町まちづくり新幹線課より「倶知安町都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）」の提出があった。P3の「地域別構想」の「スキー場周辺地域」が当該店舗立地地域に当たり準都市計画区域になっている。「ニセコひらふ地区」の欄には、次のとおり5点ほど本件町意見と同様の構想が記載され、各内容は次のとおり。「魅力ある屋外広告物の誘導に関する検討」、「交差点付近での一時的な交通渋滞の解消」、「歩行者の安全性の確保等の等の交通導線の改善」、「滞在客及び従業員に対応した駐車場やバスターミナル機能の検討」、「エリアマネジメントの推進」。

なお、後ほどの質疑にも関わるが、P4の「実現化方策」の「計画推進体制の構築」では、「町民や事業者との協働体制の充実」を謳っている。

オ 施設配置図または平面図における小売業部分の明確化及び出店予定店舗について

届出における「施設配置図」あるいは「平面図」等における小売業の部分を明確に表示願いたい。また、出店予定の店舗が決まっていれば示してもらいたい。

（回答）

届出者に依頼したところ図面が提出された。5月29日付けの届出者からの回答（4）によると、現在、具体的に出店が決定した企業・個人はまだないとのこと。

カ 関係機関との協議状況について

「関係行政機関との協議状況」（届出P102）において、「町長に計画概要を説明する」との対応が書かれているが、その際の町長の応答について尋ねたい。

（回答）

町長不在のため副町長が対応した。そのときの応答については公式な発言ではないが、「交通対策に係る台数予測のサンプリング日が3月18日となっているが、本来のピーク時には違う数字が出る懸念がないか」、「施設が出来た後のことが気になる。エリア的には、防犯や環境保全を重要視しなければならない。1ランク2ランク上の検討を心掛け十分な余裕をもって取り組んでいただきたい」、「大規模で壮大な計画である事から、廃棄物や環境等に特に注意して取り組んで欲しい」を発言しているとのことである。

キ トラフ部分について

届出中の「関係行政機関との協議状況」における道路管理者との協議において、「それ以外はトラフとする」とあるが、説明願いたい。

（回答）

届出者から図面が提出された。道道沿いに自動車出入り口と歩行者出入り口を設けているがそれ以外の建物敷地と道路の間について、道路管理者との協議の結果、敷地と道路を直線的につなぐのではなく、一定のくぼみを付けることとし、そのくぼみをトラフと呼んでいるとのこと。トラフの底部分に側溝が設けられる予定となっている。

ク 入庫車両による車両滞留に関する報告書に係る倶知安町の見解について

5月7日付けの設置者からの報告書に対する倶知安町の見解を求めています。

（回答）

別紙「大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）Aruku-zaka Streetの届出に関する令和元年5月7日付けの設置者からの報告に対する倶知安町の意見等」より、「当町からの意見書を再検討され、その結果として、入庫車両が原因での車両の滞留は発生しないとされている点、また、誘導員の配置及び安全対策措置等においても前向きな対応が示されていることから、その着実な履行を求めるとともに、今後においても状況に応じた対応措置を講じていただき、まちづくり、観光振興の観点から本町事業者双方が同じ方向性を持ち、協働して進めていけることを期待する。」とのこと。

(2) 質疑・発言

（委員A）

大規模小売店舗届出書P102(別紙8-6)Ⅲ. 関係行政機関との協議状況のなかの地元市町村への対応方針欄で、「町長及び商工会議所に計画概要を説明する。」とある。町長(副町長)への説明は確認できたが、商工会議所には説明を行っているのか。商工会議所から何か意見はなかったのか。

（事務局）

商工会議所には確認していなかった。基本的な考え方としては、倶知安町都市計画マスタープランに基づいて進めていくということで、地元関係団体との同意の中で進められていると町から説明を受けている。今後も、常に届出者と地元行政機関、団体等の協議の中で進められていく形になると考えている。

（委員B）

前回の届出者から提出された平成31年4月18日に告示された市町村意見についての報告で、倶知安町と届出者で交通量予測に違いがあるが、倶知安町側の出てきた数字でも入庫待ち渋滞は発生しないとの記述を踏まえて倶知安町が納得していると思うが、技術的な点では納得できるものか。

(事務局)

指針に基づく推測は一定のルールに基づいたもの。届出者としては指針に基づく考え方で出した結果であり問題ないとの趣旨で回答した。俱知安町も納得しており、振興局としても問題ないと考えている。

(委員B)

届出者側のピークの算定についての選定日が特におかしいものではないということに納得しているのではなく、俱知安町が提示した数字でも滞留が発生しないことに納得しているのではないか。

(事務局)

駐車場入庫について滞留が発生しないか公的な計算式を用いて出していたが、俱知安町のデータでも大丈夫であるとの結果を出している。

(委員B)

有効処理能力1時間に450台というデータは良いのか。

(事務局)

届出者、役場がお互いに話し合う中で、双方とも納得している。

(委員B)

指針に届出手続きが終わった後も柔軟に対応するようになっているが、開業した後、何か問題が発生した場合、審議会は開催されるのか。事業者が仮に協力的ではなかった場合、俱知安町が困ることはないか。

(事務局)

審議を行うことは手続き上ない。開発を進めるに当たり、開発行為手続きの前段から町、届出者、道がやりとりしており、その延長線上で今回の届出が出ている。俱知安町都市計画マスタープランに基づいて行うことは届出者も理解している。予測が外れた場合は、新しい対応をマスタープラン上で行っていかなければならないことになると考えられる。

(委員B)

結果的に俱知安町は納得しているがピーク時の意見の隔たりがあり、今後、俱知安町のデータが正しく渋滞が発生するなど問題が発生するかもしれない。事後的にも交渉を続けて欲しい旨を伝える方法があればと思う。

(事務局)

答申の中ではなく、振興局長として意見を伝えることは可能。

(委員B)

そのような対応が必要だと思う。

(委員C)

全容がわからないまま審議が終わる。途中経過について非公開でもいいので経過の報告は可能か。

(事務局)

節目を見ながら経過について報告していく。

(委員D)

何も決まっていない状態で騒音や渋滞について想像がつかない。なぜ今、届出があったのか疑問。審議としてやりにくい。俱知安地区は外国人が多いのでよくあることなのか。まっさらな状態で審議し、その後正常通り営業するのが通常なのかわからない。(特殊な地域の状況も併せてお伝えしてもらえると嬉しい。)

(部会長)

前回の問題点を確認することが出来た。「ピーク時」の定義についても本庁の確認が取れた。実状の認識を確認し(副町長)、マスタープランで町の政策として行っていることを理解、審議会の意見も伝わっているかと思う。問題を抱えるであろう部分の指摘も出来たと思う。

ピーク時の問題にはギャップがある。全国一律とはならず、その場その場で独自性、特異

性がある。行政としてはできるだけギャップを埋める必要があるのではないか、届出があつてからできるだけ現実にあつた形に事前に調整していくことを今後も進めていって欲しい。そのためにも対象地域に興味関心を深く持って寄り添ってもらいたい。我々も同じ気持ちで審議会に参加しなければならなく、姿勢を確認できたよい事案だった。

問題がないようであれば問題なしとしていきたい。

(全員)

異議なし

(部会長)

別添「Aruku-zaka Street」のとおり答申することに決定する。

## 6 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は議事録（概要版）添付のとおり。